



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに関する 縦覧等のお知らせ

平成18年3月29日

川崎市環境影響評価に関する条例第35条に基づき「(仮称)今井上町マンション計画」に係る事後調査報告書(建設時)の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	<ul style="list-style-type: none"> ・ナイス株式会社 横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番1号 代表取締役社長 平田 恒一郎 ・相鉄不動産株式会社 横浜市西区北幸二丁目9番14号 取締役社長 久保田 豊 ・株式会社ニッパツサービス 横浜市神奈川区鶴屋町三丁目32番1号 取締役社長 天野 一敏
	指定開発行為の名称	(仮称)今井上町マンション計画
	指定開発行為の種類	住宅団地の新設(第2種行為) 大規模建築物の新設(第2種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市中原区今井上町54番 (区域面積:23,129.69㎡)
	指定開発行為の目的	分譲共同住宅の建設
	指定開発行為の内容	計画戸数:600戸、計画人口:1,800人、最高高さ:44.3m 建築面積(合計):9,741.79㎡、延べ面積:63,493.54㎡
	指定開発行為の施行期間	着手予定:平成18年4月、完了予定:平成19年3月
	環境影響評価の手続経過	平成16年 9月 3日 条例環境影響評価準備書公告 平成16年11月22日 条例見解書 平成17年 4月14日 条例審査書 平成17年 4月22日 条例環境影響評価書公告
縦覧のお知らせ	調査項目	大気質、騒音、振動
	縦覧期間及び時間	期間:平成18年3月29日(水)から 平成18年4月27日(木)まで (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く) 時間:午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	中原区役所及び本庁(環境局環境評価室)
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し、意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報情報を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限:平成18年4月27日 (郵送の場合は、平成18年4月27日消印有効) 意見書の用紙:それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:200-2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm